保有個人情報開示・訂正・利用停止請求に係る審査請求の手続きについて

保有個人情報開示・訂正・利用停止請求に対する決定(※1)に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、決定の取消しを求めて審査請求をすることができます。ただし、決定後、一定期間を経過したときは、原則として審査請求をすることができなくなります(行政不服審査法第18条)。なお、審査請求ができる期間は、決定通知書(※2)に記載されています。

- ※1 保有個人情報開示決定、保有個人情報一部開示決定、保有個人情報不開示決定、保有個人情報訂正決定、 保有個人情報不訂正決定、保有個人情報利用停止決定、保有個人情報利用不停止決定
- ※2 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報一部開示決定通知書、保有個人情報不開示決定通知書、保有個人情報訂正決定通知書、保有個人情報不訂正決定通知書、保有個人情報利用停止決定通知書、保有個人情報利用不停止決定通知書

1 審査請求書の提出(行政不服審査法第19条)

審査請求書を1通(※)作成し、決定を行った室課所(お手元の決定通知書の「事務担当室課所」欄に記載されている室課所)に郵送又は持参して提出してください。それ以外の提出方法(電子メール、FAX、SNS等)は認められていません。

※決定を行ったのが、「神奈川県警察本部長」である場合は、2通作成してください (行政不服審査法施行令第4条第1項)。

2 審査請求書に記載する事項

審査請求書は、その様式が法令上定められていませんが、作成の際には、必ず次の(1)から(7)までの事項は記載してください(行政不服審査法第19条第2項)。

これらの事項の記載がない場合や記載が不十分な場合は、記載内容の補正を求める場合があり (行政不服審査法第 23 条)、補正に応じていただけない場合には、審査請求が却下されることが あります(行政不服審査法第 24 条第 1 項)。

- (1)審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2)審査請求に係る処分の内容

〈記載例〉

○○(例:神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県警察本部長 等)が○年○月○日付

けで行った審査請求人に対する不開示 (一部開示) 決定処分

- (3) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (4)審査請求の趣旨

〈記載例〉

「(2)記載の処分を取り消す」との裁決を求めます。

(5) 審査請求の理由

処分の取消しを求める理由を具体的に記載してください。

〈記載例〉

○○○○○○○○○であるから開示すべきである。

(6) 処分庁の教示の有無及びその内容

〈記載例〉

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に○○(例:神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等)に対して審査請求することができます。」との教示がありました。

(7)審査請求の年月日

【審査請求書の書式例】

審査請求書

年 月 日

〇〇 (例:神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等)殿 審査請求人 甲野一郎

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の住所(居所)
 - A市B町10番地
- 2 審査請求に係る処分の内容

神奈川県知事が 年 月 日付けで行った審査請求人に対する不開示 (一部開示) 決定処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨

「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求めます。

- 5 審査請求の理由
- 6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7 添付書類